

資格情報のお知らせと 加入者情報（マイナンバーの下4桁） の配付にご協力ください。

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止されます。



令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止となり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用してすることで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。（裏面をご覧ください。）協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごとの資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁）を事業所に送付させていただきますので、従業員様への配付にご理解・ご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

全体の流れイメージ

STEP 1

個人ごとの封筒を以下の封筒または箱に封入し、事業所に送付させていただきます。

送付時期：令和6年9月と令和7年1月

ポイント

従業員様やそのご家族様の人数が多いほど、封筒または箱の数量が増えます。

【封筒】

- 予定サイズ（最大）
高さ49cm、幅32cm、マチ12cm
- 封入されている通数
約150人分（最大）

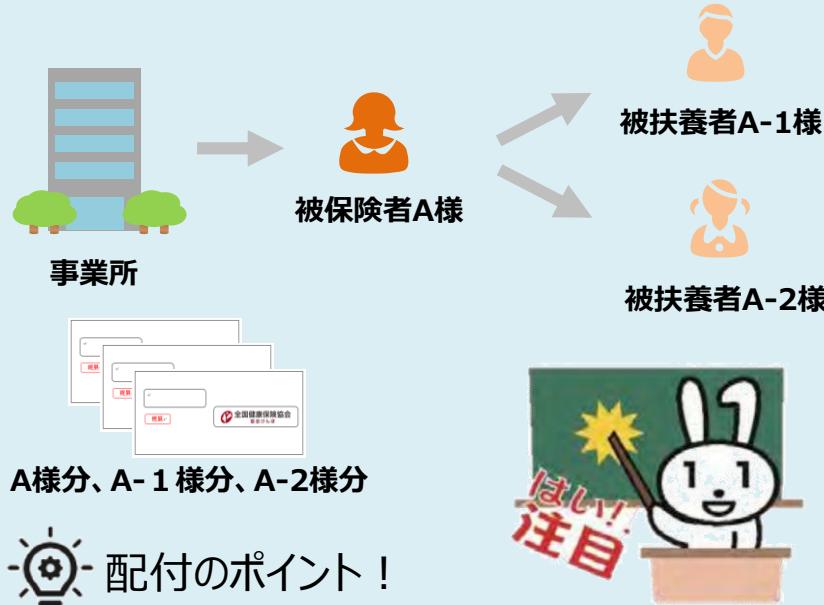
または

【箱】

- 予定サイズ（最大）
長さ36cm、幅25cm、
深さ12cm
- 梱包されている通数
約150人分（最大）

STEP 2

「配付のポイント」を参考に、被保険者様分と被扶養者様分を従業員様に配付をお願いします。



(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 花子 様

個人ごとの封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名（被保険者氏名）と封入されている方の氏名（対象者氏名）が確認することができます。
配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。

送付物イメージ

お問い合わせ番号
00-0000000-0000000
登録者氏名 協会 太郎 様
(登録者氏名) 協会 太郎 様

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。(令和6年10月1日時点)
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	12345678	番号	1234567	(枝番) 00
氏名	協会 太郎			
性別	男			
生年月日	平成元年 10月 1日			
負担割合	3割 (令和6年10月1日時点)			
資格取得年月日	令和2年1月1日			
保険者名	全国健康保険協会 ○○支局			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

マイナポータルへのアクセス・
タスクコードはこちら →



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字と、自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁が一致しない場合には、保険者支局連絡窓口へお問い合わせください。

***** * 6825

1

資格情報のお知らせ	
記号	12345678 番号 1234567 枝番 00
氏名	協会 太郎
生年月日	平成元年 10月 1日
資格取得年月日	令和2年1月1日
保険者番号	12345678
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支局

左を切り取ってご利用いただけます
(このお知らせのみでは受診できません)



給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

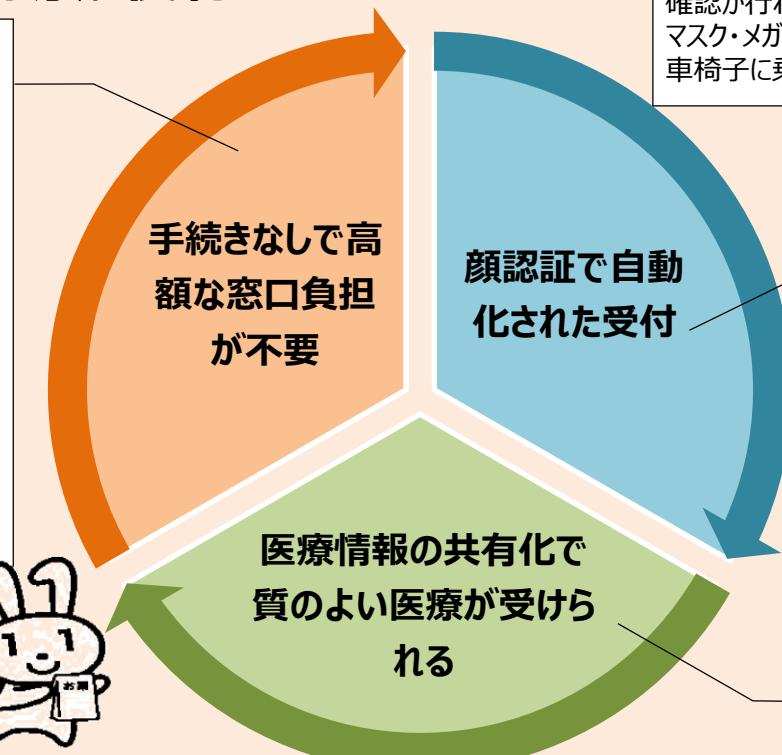
※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

マイナ保険証を利用すると…

いつもの通院等が便利に！

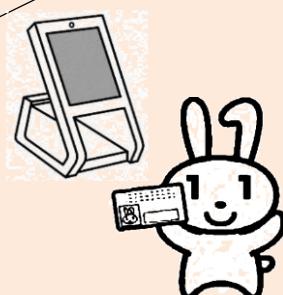
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

【参考】
限度額適用認定証の詳細については、二次元コードを読み取ってください。



マイナポータルでもっと簡単・便利に！

顔認証で、本人確認と健康保険の資格の確認が行われます。
マスク・メガネ・帽子をしていてもOK。
車椅子に乗ったままでもOK。



初めての医療機関等でも、ご自身の特定健診や薬剤・診療情報を医師と共有できます。

特定健診や薬の情報が閲覧できる！

- 処方された薬の情報や特定健診等情報の自分の体に関わる知っておくべき情報を、いつでもどこでも確認できます。

確定申告が簡単に！

- 医療費の領収書を管理しなくても、医療費情報の管理ができます。
- e-Taxに情報連携でき、オンラインで完結できます。